

たつの市住みよい環境を守る条例

平成17年10月1日 条例第112号

前 文

わたしたちのたつの市は、水と緑の美しい自然と、長い歴史に培われてきた伝統ある文化のまちである。

しかしながら、時代の変遷とともに自然環境は犯され、自然と人間の調和が失われようとしている。

このときにあたり、わたしたち市民は、このすばらしい環境を守り、育て、自然と文化の調和した人間性豊かな生きがいのあるまちを築きたい。更に、これを次代に引き継いでいくことは、現代に生きるわたしたちの務めである。

このため、たつの市は、市民の力を結集して、健康で安全かつ快適な環境を守るために必要な施策を講ずるとともに、環境は自らの手で守ろうとする市民一人ひとりの自覚と連帯を期待し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むためには、良好な環境の確保がきわめて重要であることにかんがみ、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民の住みよい環境を守るための基本的な事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 自然環境と教育、文化環境が調和し、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物の環境をいう。
- (3) 教育環境 学校、図書館その他市民の健全な人格の形成及び豊かな情操の育成に資し得る教育施設並びに周囲の環境をいう。
- (4) 文化環境 郷土における歴史上意義を有する建造物、まちなみ又は文化的遺産並びにその他人間性豊かな文化を創造し、及び発展させていくための基礎となる環境をいう。
- (5) 生活環境 住居としての環境及び住居を中心として形成される人の生活に関する環境をいう。
- (6) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定するものをいう。
- (7) 管理者等 管理者、所有者又は使用者をいう。
- (8) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (9) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (10) 工場等 工場及び事業場をいい、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）に基づく製造業のうち、生産施設を有するものをいう。

(11) 生活騒音 日常の生活活動に伴って発生する設備音、音響機器音、楽器音、動作音、作業音及び人声をいう。

第2節 責務

(市長の責務)

第3条 市長は、良好な環境を保全するため、総合的かつ長期的な施策を策定し、その実現に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、健康で文化的な生活を営むために必要な意識を高め、市域の良好な環境の確保に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において自己の責任により公害の発生を防止するとともに、法令及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境を保全するため、最大限の努力をしなければならない。

2 事業者は、市長その他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 緑と大気と清流の保全

(緑の保全)

第6条 市民は、市域を現在及び将来にわたって、豊かな緑にするよう努めなければならない。

2 市長は、市域の緑を保全するため必要な措置を講じなければならない。

(大気の保全)

第7条 市民は、大気を現在及び将来にわたって、清浄であるよう努めなければならない。

2 市長は、大気の清浄な状態を保全するため必要な措置を講じなければならない。

(清流の保全)

第8条 市民は、市域の河川を現在及び将来にわたって、清流の保全に努めなければならない。

2 市長は、市域の河川の清流を保全するため必要な措置を講じなければならない。

第2節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第9条 市長は、緑の確保に資するため、その管理する道路、公園、広場その他の公共施設における緑化計画を定め、樹木等の植栽に努めなければならない。

(土地管理者等の緑化の義務)

第10条 土地の管理者等は、緑の自然環境を破壊するおそれのある行為を抑制するとともに、その土地に樹木等を植栽し、自ら緑化を図るよう努めなければならない。

(空閑地の植栽)

第11条 市長は、市街地における空閑地（使用可能な土地で現に使用されていない土地をいう。以下同じ。）で緑化の必要があると認めるものの管理者等に対し、当該空閑地の一部又は全部に樹木等を植栽することを要請することができる。

第3節 森林の保護

(森林の保護育成)

第12条 市長は、森林のもつ緑豊かな自然環境の保全と水資源林の確保並びに災害防止のために、森林の保護育成に努めなければならない。

(森林管理者等の緑化の義務)

第13条 森林の管理者等は、森林のもつ機能と緑の自然環境を破壊するおそれのある行為を抑制するとともに、伐採跡地等には、山林用苗木又は常緑樹苗木を植栽し、自ら緑化を図るとともに森林の保護育成に努めなければならない。

第4節 緑化のための援助措置等

(援助措置等)

第14条 市長は、第10条、第11条及び前条に規定する者の植栽等のため必要があると認めるときは、技術的な援助その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第5節 大気、水質浄化の推進

(環境保全の施設整備)

第15条 市長は、大気観測施設の充実及び下水道事業の推進を図るとともに、監視及び測定体制を整備し、大気の汚染、水質の汚濁の状況を把握し、環境の保全に努めなければならない。

(管理及び監視の義務)

第16条 事業者は、大気の汚染、水質の汚濁となる公害の発生源を厳重に管理するとともに、その発生源及び発生状況を常時監視しなければならない。

第6節 公害防止のための協定の締結等

(公害防止協定の締結)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対して公害防止に関する協定の締結を求めることができる。

2 事業者は、前項の求めに応じ公害防止協定を締結し、当該協定事項を誠実に履行しなければならない。

(指導及び関係機関への要請)

第18条 市長は、著しく公害を発生させている者があるときは、その者に対し適切な指導を行うとともに、必要に応じ関係行政機関にその措置を要請するものとする。

(助成及び援助)

第19条 市長は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者の公害防止施設の整備を促進するため、その施設の設置又は改善等について必要な資金のあっせん又は助成、技術的な助言その他必要な援助に努めなければならない。

第3章 教育環境及び文化環境の保全

第1節 教育環境の保全

(教育環境の保全)

第20条 何人も、教育環境が良好な状態に置かれるよう努めなければならない。

(教育環境保全区域の指定)

第21条 たつの市教育委員会（以下「委員会」という。）は、良好な教育環境を確保するため特に必要があるときは、その必要と認める区域を教育環境保全区域として指定することができる。

2 委員会は、教育環境保全区域において、良好な教育環境を確保するために必要な事項を定めることができる。

3 委員会は、教育環境保全区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(標識の設置)

第22条 委員会は、教育環境保全区域を指定したときは、その区域に、これを表示する標識を設置するものとする。

2 委員会は、前項の標識を設置しようとするときは、あらかじめ設置場所の管理者等の同意を得なければならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。

(指導及び勧告)

第23条 委員会は、第21条第2項に規定する事項に違反し良好な教育環境を阻害すると認めるときは、その者に対し、当該違反の是正を指導し、勧告することができる。

第2節 文化環境の保全

(文化環境保全区域等の指定)

第24条 委員会は、郷土の文化環境を保全するため特に必要があるときは、その必要と認める区域を文化環境保全区域として指定することができる。

2 委員会は、歴史上特に保全が必要と認める区域又は施設を文化環境保全特別区域（以下「特別区域」という。）又は文化環境保全特別施設（以下「特別施設」という。）として指定することができる。

3 委員会は、特別施設を指定しようとするときは、あらかじめ当該特別施設の管理者等の同意を得なければならない。

4 委員会は、文化環境保全区域、特別区域又は特別施設（以下「指定区域等」という。）を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

5 委員会は、指定区域等としての価値を失ったときは、その指定を解除することができる。この場合、その旨を告示しなければならない。

(標識の設置)

第25条 第22条の規定は、指定区域等について準用する。

(管理者等の協力)

第26条 何人も、指定区域等の文化環境保全の趣旨を理解して、文化環境が大切に保全されるよう努めるとともに、整備について協力しなければならない。

2 管理者等は、指定区域等において、建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又はその外観の変更、土地の形質の変更等の行為をしようとするときは、文化環境を損なうことのないよう、その形成に配慮しなければならない。

(特別区域又は特別施設の現状変更の届出)

第27条 特別区域又は特別施設において、管理者等が次に掲げる行為をしようとするときは、委員会が別に定めるところにより、あらかじめその内容を届け出なければならない。ただし、委員会が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
- (2) 建築物その他の工作物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会で定めるもの

(指導及び助成)

第28条 委員会は、前条の届出があった場合において、当該届出に係る行為により、文化環境が著しく損なわれ、又はその保全に影響を及ぼすと認めるときは、その届出に係る行為に関し、計画の変更等文化環境を保全するための措置を指導するとともに、必要に応じ助成することができる。

2 前項の規定による助成についての必要な事項は、委員会が別に定める。

第4章 清潔な環境の保全

第1節 公共の場所等の清潔保持

(清潔の保持)

第29条 何人も、道路、公園、広場、河川、ため池、水路その他の公共の場所を汚損してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者等は、その管理する公共の場所の清潔を保持するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(土砂等運搬の措置義務)

第30条 自動車等で土砂、廃材、資材その他これらに類するものを運搬する者又は運搬させる者は、その運搬により積載物が落下又は飛散して、道路及び周辺地域の良好な環境を阻害しないよう被覆その他必要な措置を講じなければならない。

(工事施工者の義務)

第31条 土木、建築等の工事の施行者は、工事に伴う土砂、廃材、資材等が道路その他の公共の場所に飛散し、脱出し、流出し、又は堆積しないよう適正に管理しなければならない。

(空き地の管理義務)

第32条 空き地の管理者等は、その空き地に繁茂した雑草、枯草を除去し、及びその空き地への廃棄物の不法投棄を防止する措置を講じる等、その周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

第2節 廃棄物の処理

(投棄場所の指定等)

第33条 何人も、市長が指定する場所以外の場所に廃棄物を投棄してはならない。

2 市長は、前項の指定する場所において処分できない廃棄物については、その都度処分方法を指導するものとする。

3 市長は、第1項の規定に違反した者に対し、当該廃棄物の除去を命ずることができる。

(廃棄物の収集)

第34条 市が収集する廃棄物の搬出は、市長が別に定める収集日及び収集場所以外に搬出してはならない。

2 廃棄物を前項の規定に基づき搬出する場合は、市長が別に定める分別区分によらなければならない。

(廃棄物の回収)

第35条 廃棄物となった際、適正な処理が困難となる製品及び容器（以下「製品等」という。）の製造、加工又は販売をする事業者は、下取り又は引取りの方法で当該製品等を回収するよう努めなければならない。

2 何人も、前項の製品等については、事業者の下取り又は引取りの方法で回収させるよう努めなければならない。

第3節 し尿浄化槽の維持管理

(設置者の義務)

第36条 し尿浄化槽を設置している者（以下「設置者」という。）は、法令等を遵守し、常に適正な維持管理をしなければならない。

(指導及び関係機関への要請)

第37条 市長は、設置者が善良な維持管理を怠り周辺の生活環境に著しく支障を及ぼしているとき、当該設置者又は管理者に対し、適切な指導を行うとともに、必要に応じ関係機関にその措置を要請するものとする。

第5章 住みよい環境の保全

第1節 工場等立地の適正化

(工場等設置の届出)

第38条 工場等を設置しようとする者のうち、その用地が市長が別に定める面積を超えるものは、着手する60日前までに次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 設置の場所
- (3) 建築面積及び敷地面積
- (4) 業種及び製品の種類
- (5) 施設の種類及び構造
- (6) 公害の防止及び処理方法その他生活環境の保全に関する計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者で、市長が別に定める事項を変更しようとするときは、30日前までに市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第39条 前条の規定による届出をした者は、同条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該工場等の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(指導、勧告及び命令)

第40条 市長は、第38条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が周辺の生活環境に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更又は改善等を指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第2節 家畜の飼養

(家畜飼養の届出)

第41条 市長が別に定める数以上の牛、馬、豚、山羊、鶏、あひる及びこれらに類するもの（以下「家畜」という。）を飼養しようとする者は、飼養する60日前までに次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 飼養の場所
- (3) 飼養する家畜の種類及び頭（羽）数
- (4) 施設の構造及び規模
- (5) 家畜のふん尿処理方法その他生活環境の保全に関する計画
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者で、市長が別に定める事項を変更しようとするときは、30日前までに市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第42条 前条の規定による届出をした者は、同条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該家畜の飼養を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(指導、勧告及び命令)

第43条 市長は、第41条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が周辺の生活環境に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、公害の防止の方法その他周辺の生活環境の保全のための措置について指導し、勧告し、又は命ずることができる。

第3節 農業用施設等の維持管理

(管理者等の責務)

第44条 ため池、野井戸、野つぼ及びこれらに類するもので危険とみなされるもの（以下「農業用施設等」という。）の管理者等は、当該農業用施設等による事故発生を防止するため、柵又はふたその他必要な設備をするなど、常に適正な維持管理をしなければならない。

2 農業用施設等の管理者等は、当該施設等の必要がなくなったときは、速やかに埋め戻しをするなど安全措置を講じなければならない。

(指導及び勧告)

第45条 市長は、農業用施設等の維持管理が不十分なために危険な状態にあるときは、当該管理者等に対し、速やかに適切な措置をとるべきことを指導し、勧告することができる。

第4節 公共の場所の機能保持

(道路等の機能保持)

第46条 国又は地方公共団体が管理する道路又は水路に面した土地に建築物その他の工作物を建築し、又は設置しようとする者は、その管理者と協議し、道路又は水路の機能を損なわないようにしなければならない。

第47条 自動車等を運転する者は、法令に違反しない場合であっても、他に迷惑を及ぼす駐車をしないよう努めなければならない。

2 市長は、道路における危険を防止し、その他交通の円滑を図るため、自転車の駐輪方法について、必要に応じ当該自転車の管理者等に対し、指導することができる。

第5節 静穏の保持

(生活騒音の防止)

第48条 何人も、みだりに周辺の静穏を妨げる生活騒音を発生させてはならない。

(指導及び勧告)

第49条 市長は、生活騒音が発生し、人の健康又は生活環境に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該生活騒音を発生させている者に対し、当該行為の停止、機械の装置又は作業方法の改善その他騒音を防止するため必要な措置をとるべきことを指導し、勧告することができる。

第6章 補則

(報告の聴取等)

第50条 市長又は委員会は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、その者に対し、必要な事項について報告させることができる。

(立入調査等)

第51条 市長又は委員会は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に工場等その他の場所に立ち入り、関係者に質問し、関係帳簿書類、機械設備その他物件を調査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第53条 第40条又は第43条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第33条第3項の規定による命令に違反した者
- (2) 第38条第1項若しくは第2項又は第41条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第3項(第25条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第27条、第39条又は第42条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第50条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第51条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の住みよい環境を守る条例（昭和58年龍野市条例第13号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定により なされたものとみなす。

3 この条例施行の際、現に工場等若しくは家畜飼養施設を設置し、又は設置の工事をしている者のうち、特に必要があるとして市長が指定した工事については、規則の定めるところにより30日以内にその状況について届出をするものとする。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。